介護保険料減額・免除判定フローチャート

新型コロナウイルス感染症により、
世帯の主たる生計維持者（※1）が、死亡または１か月以上の治療を必要とするなどの重篤な傷病にかかりましたか？
※1　65 歳以上のかたと住民票における同じ世帯のかたです。

はい → 減免の対象です。提出書類を揃えて申請してください。

いいえ ↓

新型コロナウイルス感染症により、
世帯の主たる生計維持者（※1）の事業収入等が減少することが見込まれますか？
＊事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入です。
＊新型コロナウイルス感染症の影響でない離職・転職を原因とする場合は減免の該当にはなりません。

いいえ → 減免の対象ではありません。

はい ↓

世帯の主たる生計維持者（※1）の 2020 年の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の**いずれかの収入見込み額（※2）**が、2019 年の**該当する収入より３割以上減少する見込み**ですか？
（例）
2019 年の給与収入……200 万円(①)、2020 年の給与収入……140 万円(②)
→収入減収額　200 万円（①）－　140 万円（②）＝　60 万円（③）
60 万円（③）÷　200 万円（①）＝　０．３⇒　**０．３以上の場合は、「はい」**になります。
（※2）保険金や損害賠償等で補てんされる金額がある場合は収入見込み額に加えます。

いいえ → 減免の対象ではありません。

はい ↓

2020 年の減少が見込まれる事業収入等に係る**所得**以外の
2019 年の**所得**の合計が**４００万円以下**ですか？

いいえ → 減免の対象ではありません。

はい ↓

2020 年の減少が見込まれる事業収入等に係る**所得**の
2019 年の**所得**の合計額が**０円**ですか？

はい → 減免の対象ではありません。

いいえ ↓

減免の対象です。　提出書類を揃えて申請してください。